慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランス革命と社会主義
Sub Title	
Author	平井, 新
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1947
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.40, No.7/9 (1947. 9) ,p.426(60)- 451(85)
JaLC DOI	10.14991/001.19470901-0060
Abstract	
Notes	慶應義塾九十周年記念論文集 : 第一輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19470901-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス革命と社會主義

平井新

フランス革命と社會主義との間には如何なる關係があるか、フランス大革命は社會主義史上に何をもたらしたか。この問題に答ふるには先づフランス大革命の根本的性格を明かにして置くことが必要である。

フランス大革命は身分的特權の上に立つ封建社會の破壞を目指したブルジョワ革命である。それは廣汎な封建的特權に據る所の第一身分王候や第二身分貴族僧侶に對する第三身分民主主義を確保せんがための闘爭であつた。當時の第三身分なるものは、所謂新興經濟勢力たるブルジョワの外に學者、官吏、農民、勞働者等の種々雜多の社會層を含んだ一大混合體であつて、大革命の本質であつた特權的第一及び第二身分と非常特權的第三身分との抗爭は、決して今日の社會に行はれてゐる資本家對勞働者、ブルジョワジイ對プロレタリヤの對抗ではないのである。

大革命は一面に於ては、資本主義の完全な開花、ブルジョワジイの自由活動を、これ迄阻止してゐた封建的束縛の徹廢を目的とした一個の自由主義運動であると共に、他面に於ては、今日の資本制社會の基盤である所の政治上の自由と法律上の平等とを實現した民主主義運動であつた。それは久しく第三身分の低い社會的地位にあつたブルジョワジイが資本家階級として支配的地位に止るために第三身分の他の階級の援助の下に成就したブルジョワ革命であつたから、大革命はその根本的性格に於て、資本制社會を否認する社會主義運動ではない事は明かであらう。反對から云へば社會主義當面の敵であるブルジョワジイを成長させるための一大歴史的社會運動だつたのである。資本家對勞働、ブルジョワジイ對プロレタリヤの對立、抗爭はこの大革命を分岐點として始て公然と發足する。

フランス大革命は、かくの如く根本的にブルジョワ民主主義であつたから、歴代の革命政府との言行、施策は、如何に外觀上は急進、過激で、一見社會主義的に思はれても、實際に於ては個人所有權に對する絶始變らざる尊重を基調としたものであつた。然らば大革命は社會主義に關係が無いかと云へば決してそうではない。それは社會主義史上の一大分岐點をなしてゐる。大革命の本流には、前述の如く社會主義的のものはなかつたが、この間、傍系的に、散發的に、社會主義の思想と行動の起伏を看逃すことは出來ない。そしてその最も顯著なるものは、テルミドール反動後に起つたこの大革命を社會主義革命にまで發展させ樣としたバブーフの所謂平等のための陰謀である。これらの社會主義は大革命の政治史を中心として觀れば、些々たる枝葉の問題であるかも知れないが、社會主義史上から見れば正に刮目すべき大事であつたのである。

大革命は社會主義の發展の上に一大要點を劃した。一七八九年以前に於ては一般に社會主義は自然法の理論家に依て表明された道德論の一片であつて、實踐的價値を有つものはなかつた。私有財産に對する攻擊が行はれたのも、私有財産が人類の大部分のものを苦しめる社會的不正を誇張するがためではなくて、それが人間の誤まられた利己心の結果であり、世に惡德、不正をもたらすと云ふ倫理上の理由からであつた。財産問題にしても、他の重要な問題に關聯してその一端として論ぜられたもので、それが問題の中心となつた事はなかつた。

社會主義は專ら道德論に終始して現實の社會生活上に苦しんでゐる人々の社會的黨派のプログラムではなかつた。

これ等の事情は大革命と共に變化した。社會主義は實行に移され、一部大衆と結び付いた思辨的道德論として思辨の狀態から實踐的な政治論の狀態に移された。これは社會主義の一大變化であると見なければならない。階級關係は未だ明瞭ではなかつたが、この一大社會運動を通じて、富者の黨と貧者の黨といふものが初めて政治上の舞臺に公然と現はれたことは社會主義史上注目しなければならぬ。

一般的に云つて、大革命は純乎たる思想の領域では殆ど新しいものを創造しなかつた。十八世紀の既に一般に噂炙した思想を敷衍し、應用したにすぎぬ。この事は特に社會主義思想に就て云へる。例へばバブーフの場合でも、その理論上の構成は主としてモレリイ、マブリイの體系を踏襲し敷衍したもので、新珍なものはない。バブーフの特長はその行動と實踐、言ひ換へれば社會主義を政治問題としたといふ點にあるのである。

革命中に目まぐるしく行はれた諸般の社會的改良の施策には社會主義の原則は見えなかつた。それどころか社會改良の性格は、總べて殆ど全く反社會主義的であつた。大革命の最も著しい業績は、一方に於て私有財産を封建的桎梏から完全に解放して、これを絶對に神聖不可侵の權利と定めると共に、他方に於ては、個人的所有者の數を增加し、土地財産を土地の住人の間に分割したことであつた。大革命はブルジョワ革命にすぎなかつた。

（一）陳情書

一六一四年以來、全く有名無實の存在であつた三族會は、一七八九年五月初旬を以て、ヴェルサイユに召集されることとなつた。三族會の召集に先立て、ルイ十六世はこれ迄の慣例に從つて、全國民に對し、夫々其代表者の手に託すべき請願や愁訴を記載した文書の作成を命じた。この文書は全國の地方裁判所管區並に區裁判所管區毎に、貴族、僧侶、平民の各身分に應じて、別々に作成され、蒐集され、更に規定の手順によつて、再整理されて、最後に三族會に於て各身分の代表的上申告として國王の謁覽に供せらるゝものであつた。これが一般に陳情書（Cahier）として知られてゐるフランス大革命時代の歷史的文書である。その中には、大膽なる反抗的言辭あり、悲痛の歎願あり、眞摯なる要求あるなど千差萬別であつたが、しかし、「いづれも社會の現狀に對する哲學的批評とか、理想的要望とかと云ふ類のものは無く、國民の好當な憎惡の如實の表現であつた。」（モンターグ）それは國情の縮圖であり、國民の僞らない告白であり、言はゞ民心の萬花鏡であつた。しかし、舊制度を固守して現狀維持に汲々としてゐた貴族や僧侶の陳情書は、無論こゝでは問題とならない。吾々が檢討すべきものは專ら現狀打破を目指す革命的社會層たる第三身分、卽ちブルジョワジイの陳情書である。

「フランス革命の社會主義史」で有名なジャン・ジョレースは第三身分の陳情書を評して次の樣なことを云つてゐる、「自分は第三身分の陳情書程、充實し、確實な且つ本質的な何物をも知らぬ。これは十八世紀フランス文學の最高の表現であり、言はゞ未曾有の最大國民文學である。その言葉は的確と生氣との點で驚嘆すべきものがある。そこにはモンテスキューの節度あり、光輝あり且つ鋭い樣式と、ルソーの質實で嚴酷で且つ力强い樣式とが感知される。之等の陳情書に含まれ、集中されてゐるものは、苦惱と惡弊の世界であり新制度の世界である。そこに社會生活の細部に亘る無數の註釋を取り上げることが出來る。」聊か誇張の感を受けるが、大體に於て第三身分の陳情書の重要性を傳へたものと見てよかろう。

これ等の陳情書の中に社會主義思想が存在してゐたかどうか。これが當面の問題である。

先づ第三身分の陳情書の代表的なもので、後に「人權宣言書」の模型となつたパリ城内外の第三身分陳情書に就いて見よう。

先づパリ城外第三身分陳情書に表はれた最も顯著な共通の要求事項を摘記すれば

（一）三族會の議員は、その任命の日より、不可侵の人格なることを宣言すべきこと

（二）全國民に對する刑罰の劃一、官職位階に對する機會均等、一切の人格的隷屬の廢止

（三）現行租稅を一切不法と認む

（四）國王の神聖不可侵を認むること

次に陳情書は人權に關する條項を規定して

（一）「一切の人間が生來、自由にして、その人格並に財産の安固と保有に對して平等の權利を有する事を憲法に規定すべきこと

（二）何人も法律の禁止せる犯罪の逐行に直接導く行爲がなければ、意見や發言のために告訴され、迫害され、罰せらることなきこと。

即ち人格の自由、不可侵なることを要求し、更に「總ての市民は身分の如何を問はず、自己の適當と認むる職業に從事することを得」と規定して職業選擇の自由をも要求してゐる。

社會主義に最も關係の深い所有の問題に就て陳情書は次の樣なことを要求してゐる。

「一切の所有は不可侵である。如何なる市民も豫め賠償を受くることなくしては、たとひ社會の利益のためと云ども、自己の財産を剝奪さるゝことなし。自己の所有地に於て、この所有物を損する一切の鳥獸を撃攘することはその所有者又は農民の自由である」と。

かく陳情書は財産その者の尊嚴不可侵を斷乎と主張し、それに對しては一指をも觸れんとするものではない。問題は封建的特權的財産の廢止であつて、個人的所有即ち一般私有財産その者の撤廢ではない。換言すれば封建的桎梏から個人的財産を開放せんとすること――これが陳情書の要求するところである。所有問題に關する限り聊かも社會主義的傾向を認むることは出來ない。

次に憲法に關する要求事項を見るに、陳情書は意外にも共和制の主張者ではない。

（一）フランスは君主政なるべきこと

（二）王位は男系の長子これを繼承すべきこと

（三）國王は行政權の唯一の受託者たるべきこと

（四）法律の公布は國王の裁可を要すること

次に租稅に關しては、

（一）一切の租稅は三族會の同意なくして設定すべからざること

（二）課稅は平等なるべきこと

玆に意外な點は夙に十八世紀の諸論客に依て屢々提唱されてゐた累進稅の觀念が、この陳情書には殆ど姿を見せていないことである。

パリ城内第三身分の陳情書も亦大體城外のものと同樣である。

（一）總ての人間は權利に於て平等である

（二）總ての權力は國民より出で、國民の幸福のために行使すべきこと

（三）法律は唯市民に對しその財貨の所有權及人格の安全を保障するためにのみ存在すること

（四）　總ての所有權は不可侵たるべきこと

（五）　如何なる市民も合法的裁判に依らずして、逮捕せられ且つ處罰せらるゝことなし。

右に觀るが如く所有權の神聖不可侵稅はパリ城内の陳情書と全く同軌である。

以上に依て、都市第三身分の輿論の動向を知ることが出來たと思ふ。

都市の第三身分陳情書に比して、より完全に第三身分の要求を反映してゐるのは、普通選擧が可成完全に行はれた農村の陳情書である。

農村陳情書に盛られた主なる事項は、封建的諸稅、貴族、僧侶の特權、落穗拾ひ、共同放牧權等であつた。封建的諸稅並貴族、僧侶の特權の廢止を求める點に於ては都市と同樣であつたが、農村に於ては、落穗拾ひ、共同放牧權を繞つて有產農民と無產農民との陳情書の間には根本的な相異があつたことは注意しなければならない。即ち富農は共同放牧權、落穗拾ひの舊慣を一掃して自己の所有權を完全に確保せんとするに對して、貧農はこれ等の慣習を飽く迄固守しようとした。この貧農の陳情書こそ第三身分の陳情書の中で、最も激越な怨言と哀切な愁訴と切實な要求とを以て綴られた、言はゞ血の上申書であつた。グリューリーの陳情書は次の如く謂てゐる。

「この不幸な人々の眞相を描くべき筆があるであらうか。その運命は金錢で賣買さるゝ奴隷よりも更に悲慘である。奴隷の主人は奴隷の死亡を恐れ、且つ彼等の勞働から利益を擧げるために、その精力を維持するに必要な食物を供與する、然るに、これ等の食物は、吾等が語る不幸な人々には缺けてゐるのだ。日の出から日沒まで、自分の汗で濕ほした土地に屈み、腕力で、その土地から都會人の幸福とお偉方の生活資料を造り出し乍ら、自分達はその溜々辛苦に拘らず、一日に三度のパンを食べることは出來ない。」と。

次にフォッス敎區の陳情書の一節を讀もう。「廢止さるべき幾多の租稅中特に鹽稅の改正を要望する。王室獵場の廢止を要求する、農產物を荒す鳥獸を即座に退治する自然權を要求する、富者の貧慾は彼等をして總ゆる手段に訴しむる、地方人民の困窮の主因はここにある。」と。

以上は農村陳情書のほんの片鱗に過ぎぬ。然し、これ等の怨言、愁訴から、一面に於て當時の農村の實狀を端的に推察することが出來ると共に、他面に於て革命必至の氣運を捕捉することが出來る。併し個人の所有權その者に就てはいづれもこれを自明の權利と看做して些少の疑念をも抱いてはゐなかつたのである。

以上述べた所に依て明かなるが如く、都市の第三身分の陳情書に於ても、農村の第三身分の陳情書に於ても、社會主義思想と覺じきものは何處にも認めることは出來ない。社會的、政治的、經濟的改革に對する激しい願望と切實な要求とは確かに認められる。併し私有權否認の聲は何處にも聞くことは出來ない。彼等の眞に意圖した所は、私有權に基く社會の事實上の不平等を廢することなくして、單に封建的特權並に租稅等の廢止に依て、自己の窮境を打開することに在つたのである。これに依て確かに第三身分の一部のものは資本家階級として解放された。が大部分のものは或は中產階級として、或はプロレタリヤとして、尙その解放を將來に待たなければならなかつた。第三身分の陳情書には何處にも社會主義の片影をだに認むることは出來なかつた。

（二）　憲法議會と立法議會

一七八九年六月十七日、三族會はアベ・シエースの動議に基いて自らを國民議會として宣言した。最初の革命議會として知らるる憲法議會（一七八九年六月十七日―一七九一年九月廿七日）即ちこれである、憲法議會の業績は後の國民公會に較ぶれば無論遜色を免れないが、革命の渦中に挺身した最初の議會としては寧ろ幾多の特筆すべき業績を殘したものと云つていゝ。

その業績の主なるものは、一七八九年八月四日の封建制度廢止の宣言、同年十月五日の人權宣言、同年十一月二日の教會財産沒收の決議及び一七九一年九月十三日の新憲法の制定である。

一七八九年八月四日の夜は、革命運動の一大段階を劃し爾後の革命の性質を規定する最も重要な日付の一である。封建制度廢止の歴史的宣言が行はれた日である。この日の劇的情景に眩惑されて多數の史家が云ふ樣に、決してその日の會議は感激を以て始まつたものではなく、不安と狼狽とを以て始まつたのである。東部地方に端を發した農民の暴動は燎原の火の如く全國に蔓延しつゝあつた。貴族が案出した窮余の一策は、名譽上の權利やその他、比較的價値の乏しい特權を犧牲として、土地に附隨してゐる實質價値ある封建的負擔を農民から要求することであつた。かくて同日、議會に於ける貴族の代表エーギヨン、ノアイユの一見自發的なる封建制度撤廢の聲明となつた。兩人の聲明に自己陶醉した大小の貴族、僧侶は相次いで數世紀以來何等の抵抗を受けることなく行使して來た各自の特權の放棄を申し出た。貴族は租稅の特權を、僧侶は什一稅を、教區僧は副收入を、大領主は裁判權を、それから共通に狩獵權を一言で云へば一切の封建的權利はこの日、その廢止が宣言されたのである、この夜の議會が劇的光景を現出したであらうことは想像するに難くない。誰もが新しい社會の誕生を感じた。然しこの感激の渦中の中で、この聲明の中に巧妙に織り込まれた留保條件に氣ずいたものは誰一人みなかつた樣である。そして、この留保條件は、封建的特權の廢止を事實上、四ケ年間即ち一七九三年迄延期したものであつた。八月四日の夜は屢々財産の「聖バルテレミ」とさへ言はれてゐる。しかし事實上撤廢されたものは、名目上の特權であつて、凡そ實質的金錢的價値ある特權は殆ど完全に維持された。かくて「國民議會は一切の封建制度を撤廢す」と云ふ八月四日の聲明は單に原則的、表面的のもので封建的財權に根本的斧鉞を加へたものではなかつた。封建的財産の問題が再び大膽に取り上げられ、八月四日の決議の精神に基いて解決を與へられたのは、實にジロント黨追放後の事であつたのである。

憲法議會の第二の業績は人權宣言の制定である。バスティーユ襲擊後數日にして、國民議會の憲法委員會は「人權及び市民權の宣言」の審議を開始した。委員會はアメリカ合衆國の獨立宣言書をその範例とした。かくて作成された宣言書に對して、議會は民衆のヴェルサイユ襲擊の好機を捉へて、國王に迫つて、その承認を得た。

これが有名なる人權宣言書であつて、同宣言書は更に二年後一七九一年の憲法の前文を飾るものである。同宣言は財産に就ては、その神聖不可侵なることを宣言し、尙次の如く附言してゐる。「何人も立法手段によつて確定さるべき社會的必要に强要されざる限り、財産を奪はれることなし。公共的必要の場合と雖も公正で且つ先拂の賠償を要す」玆に憲法議會の財産に對する態度が、明かに示されてゐる。

一七八九年の末フランスは未曾有の財政難に逢着した。此の窮境を切り拔ける方法として議會が案出した施策は、教會財産を沒收して、これを賣却し、その代りに僧侶に對しては固定給を支給するといふことであつた。かくて十二月二日、教會財産沒收と云ふ未曾有の一大決議が行はれた。これ等の財産は都市ブルジョワ及び富農に買ひ取られた。この決議は僧侶側の極度の反感と憤怒を買つたことは無論であるが、この企圖は當時の眞に焦眉且つ緊急の財政事情から不可避的に生じたものであつて、決して明確な所有觀念から誘發されたものではない。換言すれば教會財産沒收の擧は、決して所有權共有を否定せんとするものではなかつた。

憲法議會の最後の業績は一七九一年九月十三日の憲法制定であつた。この憲法の冒頭を飾るものは一七八九年十月五日制定の人權宣言であつた。從つて一七九一年の憲法の財産に關する思想は、人權宣言書のそれと全く同一であつて、それ以外に新に付加したものは無いと云ていゝ。九月十三日、國王が新憲法を裁可し、此憲法に對し、議會に於

て壯嚴なる宣誓式を擧げた時には、王黨派の運動は、正に最高潮に達して居り、パリのブルジョワジーは國王ルイ十六世と王妃マリー・アントアネットに對して熱烈なる忠誠の叫びを擧げて、これに和した。波瀾を極めた憲法議會はそれより二週間後に解散した。かくして政權と革命の中心は立法議會に移ることゝなつた。

立法議會（一七九一年十月一日～一七九二年九月二十日）と名付けられる新國民議會は一七九一年十月一日を以て開かれた。立法議會は狹隘なる選擧制に基いて、能動的市民に依て選出されたものであつて、明かに憲法議會に比して反動的、ブルジョワ的性質を帶びてゐたが、この反動的傾向は時と共に明瞭に現はれて來た。一七九一年末には最高の革命家達でさへ遂に革命の前途に對して極度の絶望感を抱くに至つた樣である。「人民の友」の中でマラーは書いてゐる、「革命は挫折した」と。

立法議會には二つの黨派があつた。その一つは王黨派を代表するフュイアン派で、他の一つはブルジョワの立憲的分子と共和的分子との中間を形成してゐるジロンド黨である。

立法議會は憲法議會の着手した計畫を追求したと云はれる。然し實際は必ずしも、そうでなかつた。フュイアン、ジロンド兩派何れも憲法議會が殘した種々の大問題、たとへば共和制の實施も封建的特權の廢止も一向に立法議會の關心を喚起しなかつた。

立法議會の最大の事業はオーストリヤに對する宣戰であつた。戰爭は必ずしも不可避的ではなかつたが、ジロンド黨がこれを以て王權と戰ふための手段と見做したのである。

一七九二年六月二十日パリの大衆はチュイルリ王宮に向て大示威運動を起し、國王の退位を要求したが、未だ共和制と云ふ言葉は發せられなかつた。同年八月十日マルセイユの國民軍とパリの大衆とは再びチュイルリ王宮に向て行進を起し、激鬪の後、王宮を占據し、國王及びその一家を捕へてタンプル塔内に幽閉した。王制は事實上廢止の憂を見ることとなつた。

八月十日事件の重大な意味は、政治上には、王權の覆滅であり、人民にとつては、議會をして更に封建的權利を撤廢すべく讓歩させたことであつた。即ち、これ迄反動的で法濡であつた立法議會も、四圍の非なる情勢を外的壓力のために革命を更に前進せしむべき若干の立法的行爲に出でざるを得なくなつたことである。即ち翌八月十一日の法令は、亡命者の一切の土地を押收し、小區分して賣却すべきことを命じ、同じく八月十六日――二十日、二十五日の諸法令は、

（一）封建的負擔不拂の故に保爭中なりし一切の訴訟の中止

（二）本來土地讓渡に對する代償に非ざる一切の封建的領主的權利の無賠償廢止

（三）土地讓渡に關する證書の原本に依て證明された副收入や年次負擔を個々別々に賠償することを許す

（四）一切の什一稅及び一切の財産の無賠償廢止等を規定した

是等は何れも外的壓力の然からむるところとは云へ、優柔不斷との譏高かつた立法議會としては正に特筆すべき大手際と言つてよい。かくて一六九二年九月二十日を以て立法議會は解散した。

（三）國民公會（一七九二年九月二十一日～一七九五年十月十五日）

國民公會は一七九二年九月二十一日を以て開かれた。これぞ革命議會中の白眉であると言はれてゐるものである。この選擧は能動的、受動的市民總てが參加した殆ど完全な普通選擧に依て行はれたものであつた。

新議會は成立の第一日、即ち六月廿一日の會議で王制の廢止を宣言し、翌廿二日共和曆を宣布した。

新議會の分野は山岳黨、ジロンド黨及び平原黨であつた。ジロンド黨は二百名に充たなかつたが、多數黨たる平原

黨の支持を得て、當初は議會内に於て最も優勢な地歩を占めることとなつた。

ジロンド黨は教養あり、洗練された、小歳子型の政治家の集團であつて、新制度の下、急速に地歩を固めつゝあつた、工業的、商業的ブルジョワジイの利益を代表した。彼等の最大關心は、對建制の廢墟の上に迅速なる成長を逆げつつあつたブルジョワジイの支配の確立、ブリソーの適切なる言葉を借れば、即ち財産の維持といふこと以外にはなかつた。彼等の大衆に對する増悪、「秩序」に對する愛著はこれから説明される。大衆の開放を妨害し、革固なる政府を樹立して、財産を保護すること――これがジロント黨の固有の使命であつた。ジャコバン黨の制覇以前の國民公會の動向は一つにかゝるイデオロギーの反映であつた。

開會の壁頭、王制の廢止を宣言した國民公會は、更に三日後の會議で「土地財産であれ、個人財産であれ、工業財産であれ、一切の財産は永久に保持せるべきことを宣言せよ」と述べたダントンの言に隨喜して、自ら聲明して云ふ「人格と財産は國家の保護の下に置かれてゐる」と。一七九三年三月十八日議會は「土地均分法たると、その他何にてもあれ、土地財産の變革を提案したるものは死刑と處す」との提案を熱狂的に可決した。

いづれの革命に於ても最大困難の一つは大都市に對する食糧補給の問題である。一七八八年以來、ヨーロッパ殊にフランスでは連續的に凶作が續き、一七九三年の初めには食糧暴動が頻發する有様となつた。パリでは六十萬の人口を如何にして養ふべきかと云ふ食糧問題に直面することとなつた。穀價を初め一般物價は末曾有の騰貴を示した。一七九三年四月パリ市廳は穀物の最高價格法の制定を求むる請願書を議會に提出した。議會では强硬な反對があつたが結局、一七九三年五月遂に最高價格法の制定となつた。この法律の精神は穀物生産者たる農民と消費者とを所定の公設市場に於て直接取引せしめて、中間商人の介在を妨止せんとするものであつた。一七九三年一月一日から五月三日迄の間に賣買された穀物の平均價格を最高價格と定め、この最高價格以上の價格を以て賣買するものは科料に處せられ、故意に穀物を隱匿した者は死刑に處せられるといふ嚴格なものであつた。これが國民公會の著明なる社會政策的立法の一として知られてゐる最高價格法である。その制定に當つて、王黨及びジロンド黨は、極力、これに反對し、これを以て山岳黨の重大犯罪と評した。

最高價格法の思想は決して、國民公會の創見ではなく、既に舊制度の時代に知られてゐたことは、トクヴィルがその名著「舊制度と革命」の中で指摘してゐる通りである。唯これ迄の行政的手段を擴大强化したものにすぎない。本法は熱日反動のために廢止されたが爲に、アッシニヤは暴落し物價は狂騰し人民は窮乏の底に落ちた。本法の社會政策的意義が窺はれる。

絶對君主制の顚覆と新興ブルジョワジイの發展を阻止してゐた封建的桎梏の打破とが問題となつてゐた限りに於てジロンド黨は革命の音頭を取つた。既に權力の地位に就き、所期の目的を達した彼等の革命的情熱は、急速に冷却した。從て革命を究極の目標まで前進させ様とする人民の願望を危險視して、彼等と袂を分ち、彼等のために革命が有利に展開するのを喜ばず、彼等のパンの問題にさへ一顧も與へなかつた。彼等にとつて革命は終つたのである。從つて、封建的特權が尙、殘存する限り、そして農民への土地の返還が實現されざる限り、革命は眞に終止符を打つたものではないと云ふことは到底ジロンド黨の理解し得ないところであつた。

要は革命を前進させることである。それには進路を遮つてゐるジロンド黨を除去しなければならぬ。一七九三年五月のパリ大衆の議會襲擊はその第一着手であり、六月の第二回の襲擊は前回の失敗を償ふて、遂にジロンド議員の除名を決議せしめ所期のクーデターを貫徹した。議會の性質は一變した。革命は再び自然の軌道にのつて前進し始め

た。ジャコバン黨の制覇は成つた。一七九三年五月三十日より、一七九四年七月廿日（熱月九日）に至ること、全革命期間中最も重要な時期であつた。

ジロンド黨に代つた山岳黨勢力下の國民公會は、陸續として劃期的な土地政策を強行して下層農民を喜ばせた。先づ貧農に一エーカー宛の土地を考へ、次いで從來富農やブルジョワジイの一方的利盛に終つた國有財産の賣却の利益を貧農にも均露させる爲めに、右財産を出來るだけ細分して處分することゝし、これに依て多量の土地が農民の手に歸した。これに依て農民の窮迫が小庸を得たことは爭えない。更に六月十一日國民公會は、フランス農民生活上に一時代を劃した共有地に關する法律を制定した。この法律によつて、一六六九年の三一法に依て農村共同體から掠奪されてゐた總ての土地は、再びその所有者に返還さるゝこととなつた。私人の手に奪はれてゐた一切の荒地牧地沼澤に就ても亦同樣にあつた。この法律は奪還された共有地の分割を規定して、「年齢、性別、現地に不在を問はず、住民の頭數に依て分割すること、現地に一年以上在住のものは、雇人、僕婢の差別なく、平等の分前を受くるものとす」と云つてゐる。この法律の農村經濟生活に與へた影響は甚大であつた。永年、三一法や虚僞の債務や欺滿の手段によつて掠奪されてゐた土地は農民の手に還つて來た。六月十一日の法律は農地の完全な革命であつたとクロポトキンは云つてゐる。

山岳黨制覇後に着手された眞に革命的な施策は、戰費調達のための「富者に對する强制公債」であつた。國庫は既に枯渇してゐた。戰爭は巨額の費用を吸收しつゝあつた。アッシニヤは暴落し、貧民は既に擔稅力を失つてゐた。專ら富者に課稅する以外に方法は見當らなかつた。玆に强制公債の工夫が生れる。この觀念は既にネッケルの懷抱してゐたもので、フランス人民の間には充分に理解されてゐた。强制公債案はジロンド黨追放前既にカンボンによつて提議されたことがあつたが、當時ジロンド黨の烈しい反對のため原則のみを承認して有耶無耶になつてゐたものを、山岳黨が改めて取上げて、これを法律化したのである。警拔な着想ではあつたが、富者の不拂と巨大賦課費用とのために失敗した。

一七九三年七月十七日、國民公會は、よろめく封建的權利に最後の斧鉞を加へた。封建制は最後の息を引取つた。憲法議會、立法議會が自己の利益のために溫存を圖つた封建的權利の殘滓は一掃された。

國民公會のなし逆げた革命的事業の中、最も異彩を放つてゐるものは所謂「一七九三年の憲法として」廣く知られてゐる空前の革命的憲法の制定である。

本來、國民公會召集の主要目的は新共和憲法を制定することに在つた。從つて新議會は、一七九二年九月廿一日その召集と同時に直に新憲法の作成に着手し、十月特別憲法委員會を任命して、ジロンド黨の名士コンドルセーを委員長として新憲法起草の業に當らしめることゝなつたが、ジロンド黨沒落後はこれを解散し、新にド・セシェルを委員長とする新憲法制定委員會を任命し、鋭意その起草に當らしてゐたが、六月初旬から該委員會の草案の審議を開始することゝなつた。八月、國民公會はいとも壯嚴に新憲法を發布した。これが前に述べた所謂「一一九三年の憲法」として知られてゐる革命的憲法である。

この憲法は一七九一年の憲法が王制的原則を基調とするに對して、最も完全なる個人の平等を保證せる民主的共和的憲法であつた。この憲法の冒頭を飾る人權宣言は、その根本精神に於て、ロベスピエールが國民公會に提案した人權宣言草案の精神を汲んだものである。その第一條に曰く「社會の目的は共同幸福である。政府は各個人に對し、その自然的且つ時効に依て消滅することなき權利享得を保證するために組織せられたものである。」この一項は「平等者

「陰謀」の指導者バブーフをいたく喜ばせたものである。第三條は個人の平等を規定して、總ての人間は生來法律の前に平等である」と言ひ、自由を規定せる第六條はロベスピエールの提案した人權宣言の自由の定義を殆どその儘踏襲してゐるものである。曰く「自由とは他人の權利を侵害せざる總てのことを爲す權利である、それは自然をその根原とし、正義をその原則とし、而して法律をその楯とするものである。」と。第二十五條は人民の主權を確定して「主權は人民にある。それは唯一不可分の、時効に依て消滅することなき、不可讓的のものである」と主權の所在を明示してゐる。

ロレンツ・フォン・シュタインは「フランス社會運動史」の中でこの憲法を評して、「この憲法は國家權力に對する人民の支配の最初の法律的形態として特別の注意に價する。何となれば、それは、共和主義及び民主主義の眞正の內容を指示するのであるからである、……一七九三年の憲法は矛盾なき樣に熟考された最初の純民主的憲法である」と。ジャン・ジョレスも亦これを評して、「一七九三年の憲法は民主主義の大なる一例證である。それは直に人民の主權であつた。それは人民の權力並に人民の統制の堅牢なる組織であつた。世界は未だ曾てこの一七九三年の雄大なる方式を充分滿たすが如き民主主義の實現を見たことは無い」と推讃の言を放てゐる。以てこの憲法の進歩性と民主性を窺ふに足るであらう。

この憲法は、右に述べた樣にその顯著なる進歩性と民主性との故に、動々もすれば社會主義憲法なりと速斷され勝ちであるが、それは皮相の見解である。その所有權に關する規定をみれば誤解は直に氷解する。卽ち同憲法は人權宣言の第二條に於て、財產を以て平等、自由、保證と相並んで、人員の自然的の、時効に依て消滅せざる權利であると看做し、更に同第十六條には、財產權に就て左の如く規定してゐる、「財產權とは各市民に屬し、財貨、所得、及び勞力並に勤勉の果實を任意に享受し且つ處分する權利である。何人と雖も、同意なくして自己の財產の如何なる部分をも奪はれることなし」と。

この樣に憲法は私有財產の神聖不可侵を明瞭に規定してゐる。私有財產の規定に關する限り、國民公會は、結局、一七九一年の憲法の原則以上に出でることは出來なかつたのである。「一七九三年の憲法」がその民主的なる點に於て空前の憲法なりと誇稱され乍ら遂に社會主義の一步前で止まらざるを得ないのは、一つに全く、この私有財產是認の一事に外ならないのである。併しこの憲法は遂に實施をみることなく、可惜一片の死文と化した。事態が錯綜紛糾、山岳黨の獨裁を俟つの外途なく、民主的憲法の運用を許さなかつたのである。

以上が國民公會の爲した主なる革命的業績の要旨である。

革命は一七九三年九月頃迄は大體に於て、上昇の路を辿つたが、爾來、一路下り坂となり、遂に停滯狀態に陷ちてしまつた。一七九三年春の如きは、山岳黨は今にも大衆と共に奮進するかの如き氣配を示した。然るに、山岳黨も一度、政權の地位に就くや、その多數派は急進派と反革命家との間を行く所謂中間派の結成にこれ努め、これら兩翼を粉碎すべく恐怖政治に沒頭して、大衆の求むる經濟的變革に對しては、耳を籍さず、また自家政權の維持に腐心した。しかし、この恐怖政治は、結局、ジョコバン政府自らの墓穴を堀りつゝあるものであつた。熱年（テルミドール）九日の反動と共に山岳黨の覇權は地に墜ちた。反動の津波は一時に押し寄せた。革命的法律は遂次、撤廢されて行つた。反動勢力の手に委ねられた國民公會は自ら總裁政府を任命して、これに道を讓り、かくて一七九五年十月廿五日を以て解散してしまつた。

以上憲法議會、立法議會、國民公會と三つの革命議會が歩いた足跡の大要を述べた。人はこの千變萬化、迂餘曲折

した革命議會の全過程の中に、一本の金線の様に縫ふて見ゆる不變の傳統的精神に氣付くことであらう。その不變の傳統的精神とは私有財産を神聖不可侵視する精神である、一見社會主義的と見ゆる激越矯激なる言動の背後にも、かゝる私有財産尊重の世界觀が執拗に流れてゐた。封建的財産關係は覆さへされた。しかし、それは無論一切の所有關係の否定ではなかつた。封建的財産の灰燼の上に新しく芽生へたものは資本家的所有關係であつた。それは封建的所有關係からの解放であつた。三つの革命議會を通じて行はれた幾多の革命事業は常に私有財産の是認を前提として成就された。財産Xを財産Yに代へたものにすぎない。しかしこの事實は右の革命行程中に、私有財産の廢止を目指す社會主義運動が派生的に特發的に行はれたことを決して妨ぐるものではない。バブーフを首班とする「平等者謀叛」として知られてゐる社會主義運動はその最も著しい例である。この運動が社會主義史上に持つ意義は絶大である。

（四）ジロンド派と社會主義

ジロンド派のイデオロギーを正確に決定することは必ずしも容易ではない。最も重要なる問題に就てさへ、彼等の間に往々にして異論を免かれなかつた。然し均しくルソーを師傅として、終始、彼の教義を信奉し祖述した點では正しく彼等は同一の軌に立つものである。

ジロンド派を組成する人的要素は、先づ富裕なるブルジョワジイの全部、事態の發展に押されて、不本意乍ら共和主義者となつた人々、大衆の支配に對する恐怖心から共和制を畏怖する總ての立憲主義者、自己の財産や教育上の特權を固守する人々、革命のために舊特權を奪はれて、只管、舊制度を思慕して、國制回復のため秘かにジロンド派自體の覆滅を期し乍ら、情勢上、機會的に同黨を支持する人々等であつた。大雑把に云へば、ジロンド派は新興ブルジョワジイの忠實なる代辨者に外ならなかつたのである。彼等は絶體君主制の覆滅と新興資本主義の開花を妨げる封建體制の打破とが問題となつてゐた限りに於て革命の第一線に立つてゐたが、王制と主要な封建的特權とが倒れて、一度、政權を掌握するや、彼等の革命は終つたのである。爾後革命の推進役から革命の留め役に廻つた。彼等の期する所は詮する所、强力な政府の樹立、秩序の回復、財産の保護、大衆の慰撫より外になかつた。彼等が政權獲得と同時に「人民を見棄て、その要求を冷眼視し、民衆が漸く大膽となり、富者に對する課税と所有の平等を要求しくるにつれて、その慰撫と阻止に腐心したのはこれがためである。彼等は民衆を恐れ、憎悪し、そして輕蔑した。「パリの住民は腐敗せる街の泥沼の中に沈倫してゐる。パリ民衆の心に取入ろうと思へば、その悪徳を共にしなければならぬ」と云つたジロンド派のビュゾーの言は、よくこの間の消息を傳ふるものである。この點に於て、終始、民衆の代辨者を以て自任し、貧困者の窮狀に同情して、その救濟に奔馳し、彼等の財産を分與するために、富者の巨財を奪取せんと企てたジャコバン派と、正に恰好の對照をなすものである。イデオロギーの本質的部分に於てはジロンドもジャコバンと相選ぶ所はないが、實際的部面に於いて、氏の民衆に對する態度こそ正に兩者の分るゝ所である。民衆も亦ジャコバンを信頼し、支持した。ジャコバンの潜勢力は殊にパリの民衆であつた。

「財産に對する尊敬」はジロンド派の不易の信條である。ジロンド派は封建的財産にしろ、ブルジョワ的財産にしろ、何も財産に手を觸れるものはこれを、無差別に、平等主義者、アナーキストと看做して、その撲滅を期した。

財産の尊敬視、私有權の神聖不可侵視は、しかし獨りジロンド派の信條である許りでなく、又ジャコバン派の中心思想でもあつた。この點は兩派共通である。しかし、ジャコバン派は一切の封建的財産を是認しない。封建的財産に事實上最後の斧鉞を加へたものはジロンド派凌落後のジャコバン派であつた。

ジャコバン派は富裕ブルジョワの財産を侵害せんとした。然し無論これは、財産その者を廢止するためではなく、

富裕ブルジョワが革命の前進を妨げる所謂「革命の敵」として現はれたゝめと、富者の巨財を多數民衆に分與して、革命の利益に均霑せしめんとしたゝめである。ジャコバンが遂に強硬なる民主主義たる立場に止つて、社會主義者となることが出來なかつたのはこのためである。況してジロンド派に於ておやである。更にジロンド派の代表的人物、同樣にコンドルセー、ブリソーの思想を選んで、社會主義との關係を檢討しよう。

ジロンド派の領袖コンドルセーは「進歩の思想」を說いた歷史哲學的著作「人間精神進歩の歷史圖案」で廣く知られてゐる重農主義者である。初期の作品「ピカルディの一勞働者の書簡」（一七七五年）の中で、彼は、當時、共產主義者の渴仰の的であつたパラガイの共產社會を冷笑し、私有財產並に穀物貿易の自由に關するネッケルやラングの理論に反對し、又その著「チュルゴー傳」の中では、テュルゴーの教義に深く傾倒し、私有財產權の必要と意義とを力說し、法律はこの權利の實施法を調整するものではあるが、この法律から私有財產權は生ずるものではないと重農主義の立場を明かにしてゐる。

彼の觀る所によれば、富や、地位や教育の不平等は總ての不幸の原因であるが、この不平等は殆ど全く不完全な社會制度の結果である。是等の不平等を緩和する施策として彼は、相續法、課稅の平等、商工業の自由、普通教育及び貯蓄銀行の設立の必要を說くのである。コンドルセーの明するものは絕體的平等ではない。それは不可能でもあり又望ましくもない。彼が非難するものは富の極端な不平等の弊害である。彼は總ての人を財產の所有者たらしめることに依て財產と平等とを調和しようとする。財產其者の廢止は彼の望む所ではない。巨富を制限する方法として累進稅は望ましいが要は稅率である。それは富の保存と增大を妨ぐる程極端なものであつてはならぬ。巨富は固より社會にとつて有害であるが、一擧にこれを破壞することはもつと危險なことである。

（五）ジャコバン派と社會主義

ジャコバン黨の世界觀の基礎となつてゐるものは、ルソー、モンテスキュー等の啓蒙哲學である。多くは小ブルジョワに身を起し、舊制度の批政に苦酸をなめ、自ら急進主義を標榜し、背後に貧困層を擁し、その救濟を以て自己の使命と考へ、これが爲め富裕階級を不俱載天の敵と看做し、その膺懲と收奪とを刻下の急務と認めた。この故に、社會的平等と財貨分配上の平等の問題はジャコバン黨が最も關心を有してゐた問題であつた。

貧者の救濟と富者の收奪、前者への同情と後者への憎惡、その激しい社會正義感、激越なる言動――これ等はジャコバンが社會主義革命を意圖するものではないかとの感を抱かしむる。然しジャコバン黨は決して、根本的、且つ完全な社會革命を欲するものではなかつたのである。二つの事がこれを妨げた。その一つは、日常の劇務、焦眉喫緊の改良施策、黨內紛擾、外敵の窺察等、日夜走馬燈の如く展開する當面の事態に忙殺されたこと。他の根本的原因と見るべきことは、ジャコバン黨が多くブルジョワや教養ある人々であつたこと。社會革命がフランスの破滅と恐ろしい無政府の端初であると云ふ彼等の政治的見解――、それから彼等は最も大膽な理論を實踐に移すだけの膽力に缺けてゐたこと、そして、この小心臆病さは十八世紀哲學の特徵の一つであつた。當時の急進思想家の烙印とされた「危險思想」たる土地均分法に對しても、無論これを斷乎排擊して、その態度を明かにした。富者を糺彈し、論難し、極めて過激な治安政策を敢行したが、決して根本的なる社會變革を意圖するものではなく、飽く迄も私有財產の尊嚴を高調し、土地均分法の妖怪を一掃するに腐心したのは、このためであつた。

次に主なるジャコバン派の人物に就いて少しく檢べて見やう。

凶暴なるジャコバンのマラーは、その反對者からは土地均分法の熱烈なる支持者と考へられてゐるが、これは全く

誤解である。理論上は、舊制度下に於ても革命當初に於ても、王制と現狀の味方であつた。彼の著「憲法草案」は社會改革の實際的綱領と云ふよりは寧ろ言葉の上だけの强辯であつた。「人民の友」を發刊した當初、彼は平等を遠い恐らく實行不可能の理想と考へ、後に至つては誹謗作家に墮し、デマゴーグとなつて、日夜政敵との角逐に沒頭して、遂に系統ある社會的見解をもつことがなかつた。彼はジャコバン主義の全盛となる前に死んだ。

シュタインのマラー評は妙を得てゐる。曰く「マラーは嫉妬の鋭い本能で、市民社會に於ける不平等の根源を認める純民主的平等化の眞實の敎を、誰よりも先に發見した。彼は所有の不平等を、自由の眞の敎なりとした最初の人であつた。然し彼の思想は、遂に大衆による富者階級の完全な破壞以上には達しなかつた。彼は富者が迫害され、その家屋が破壞せらるゝことを希つた。殺人と流血の思想を普及せしむることに於て、何人も遂に「人民の友」のマラーに及ぶものはなかつた。かくて、マラーは嫉妬その者の然るが如く、純否定的であり、それと個人に對してのみ否定的であつた。彼は己を共產主義の高所にまで、所有權の否定にまで高めなかつた。況して、眞の社會的思想にまで高めることに於ておや」と。

又、彼に同情的であるクロポトキンも、「フランス革命史」の中でシュタインと略同樣のことを言つてゐる。

マラーは實際的にはロベスピエールやダントンよりも敬眼な革命家であつたが、依然として一個の民主主義者にすぎなかつた。

代表的ジャコバンはマキシミリアン・ロベスピエールである。彼の思想的源泉はルソー、マブリイ、其他十八世紀の自然法思想家であつたが、分けてもルソーの熱烈な禮讃者であつた。

ロベスピエールによれば、私有財產は自然權ではない、それは一つの社會制度である。私有財產とは、法律によつて保證された財貨を享得し、處分する各市民の權利である。私有財產は他の諸權利と同樣に、同胞の權利を尊重する義務によつて制約される。それは同胞の安全、自由、生活、財產を脅かすものであつてはならぬ。それ故に國家は宜しくこの權利の有使を制限し、買占を懲罰し、相續法と調整する權限を有する。ロベスピエールの眞意は私有權の濫用を憂へて、その制限と調整とを國力權力の變動に求めんとするもので、固より私有權の神聖不可侵に毫末も手を觸れんとするものではない。當時の最も急進的な思想の代名詞として、反對派の人々から危險思想として蛇蝎視された「土地均分法」は、彼によれば不正で、實行不可能である。それは馬鹿氣たおどしであり、危險な幽靈である、餘程頭の狂つたものでも、そんな思想を抱くことは出來まい。平等は空想である、それは市民社會では本質的に不可能であつて、必然的に共有社會を豫想するが、この共有社會たるや、もつと空想的のものである。スパルタの復活を說くが如き笑止千萬である。財產の尊重は說きすぎることはない。

正當な平等は存在する。これを無くすることは出來ない。問題は今日の過度の不平等である。これが社會の一切の利益を富者の手に集中させて、貧者を苦しめ、地上に於ける德の支配を妨げてゐるのだ。だから富者は當然、愛國者の敵である。

過度の不平等の情弊を是正する方法としては、一方に於て、市民的、政治的平等を確立して、惡不等の發芽を絕滅し、他方に於て、各市民に對して、人間の自然權の保持とその一切の能力の發展とを保證するにある。その具體的方法として、全社會員に對して、勞働なり、勞働不能のものには生活手段を與ふるなりして、その生活を保證することである。貧民の救濟は富有の義務である。勞働報酬は適正で、無產者には課稅を免除し、富者に對しては高度の累進稅を課せねばならぬ。

以上によつて明かになるが如く、ロベスピエールは依然一個の小都市急進主義者若くは急進的民主主義者たるに止り、社會主義者と稱することは出來ない。

サン・ジュストの論理も亦ロベスピエールと大差はない。彼が私有財産を否認する樣な口吻を洩してゐるが、よく檢すると、それは、この權利その者を非とするためではなく、私有財産が「革命の敵」の手にあつたがためである。一七九四年二月、彼は國民公會への有名なる報告の中で次の樣なことを述べてゐる、「自由國家を穢す乞食を廢止せは。愛國者の財産は神聖である。然し反逆者の財産は總ての不幸な人々のものである。不幸な人々こそ、この世の力である。彼等は彼等を困却した政府に對して、主人として發言する權利を有する」と。

グントンに至つては一切の社會改良思想に對しては殆ど無關心の樣であつた。無論彼も不平等の弊害を論難し、萬人のために權利と幸福の平等を要求し、貧者の急搾せる課稅の大部分を富者に負はしむべきことを主張した。彼は種々の治案策を提議した。それ丈けであつた。彼は民主々義者で社會主義者ではなかつた。彼の急進主義は極く穩和なものであつた。

以上述べた所に依てジャコバン派のイデオロギーと社會主義の關聯は明になつたことゝ思ふ。ジャコバンの中には私有財産を侵害し、新なる基礎の上に社會を再組織せんとの意圖は、どこにも存立しない。私有財産の尊重に就てはジャコバンの信條と國民公會の布令とは完全に一致した。

他方に於て、ジャコバンは國家の私有財産に對する絕對權力、平等の重要性、貧者の生活權、富の不正と弊害とを極力力說した。しかし、これらの教義は決して新奇なものではない。既にモンテスキューやルソーの曾て說いた所を反覆したにすぎない。唯、こゝに彼等との間に差違の存することを見落してはならぬ。それは、これ迄これ等の諸教義は哲學者の書物の中に閉込められてゐたが、今やジャコバン派の手を通じて、フランスを支配する人々の口に上つて、實行の緖に就くに至つたことである。それに依つて全く新なる重要性を學びて、或は革命の綱領となり、或は立法政策や大衆運動を鼓舞して、有産階級に不安と恐怖の種子を蒔いたことである。理論的に言つて、ジャコバンはモンテスキューやルソーと同樣に社會主義者ではなかつたのである。

參考文獻

Janet: Les Origines du socialisme contemporain, 1883.
Doniol: La Révolution française et la féodalité, 1875.
Michelet: Histoire de la Révolution.
Lichtenberger: Le socialisme et la Révolution française, 1899.
Chassin: Le Génie de la Révolution 1862-1863.
Moleville: Histoire de la Révolution.
Chassin: Les Élections et les cahiers de Paris en 1789. 1888-1889.
Jaurès: Histoire socialiste de la Révolution française.
Laski: The socialist tradition in the French Révolution 1930.
Espinas: La philosophie sociale du xviii siecle et la Révolution 1898.
Stein, L. v.: Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich.
Mathies: La Révolution française.
Buchez et Roux: Histoire parlementaire de la Révolution française, 1834.
Kropotkin: The French Revolution.